

4-10 農業用水

農業用水は、自然界の水循環システムの中で農業のために利用されているという特徴を持っています。河川に設けられた頭首工（取水堰）等により上流で取水され、農業水路を経て農地に導かれ農業用水として利用された後、大部分が河川や琵琶湖に還元され同時に地下水として浸透し、下流で再び農業用水、生活用水、工業用水などに利用されています。

1. 農業水利の歴史

水稲が伝来した縄文時代から約2000年もの長い間、私たちの祖先は農業用水を確保するため努力と苦労を重ねてきました。開田を行った古墳時代からため池など農業用水の開発が始まり、以後、戦国時代から江戸時代にかけて、領主による大規模な新田開発が進められました。しかし、近代になっても農業用水は、季節的に変動する河川水、数多い小規模のため池、地下水などの不安定な水源に大きく依存していたのです。

2. 琵琶湖を水源とする農業水利の進展

1949(昭和24)年に土地改良法が成立し、ほ場整備やかんがい排水事業などの土地改良事業が計画的に進められてきました。特に滋賀県は、水田面積に比べ河川の流域面積が小さく、古来より水不足に悩まされてきたことから、安定した農業用水を確保するため、琵琶湖周辺地域の農業用水を琵琶湖から取水することとし、揚水施設や用水路の整備を実施してきました。その後、1972(昭和47)年から始まった琵琶湖総合開発事業（P.222「9-5」参照）では、湖水位の低下による影響へ対処するための用排水改良の整備とともに、ほ場整備も大きく進展し、現在では、約4割の農地が琵琶湖（河川併用含む）を水源としています。

また、その他の地域においても河川水やため池を水源とする農業水利施設を整備し、頭首工や井堰などの取水機能の安定を図ってきました。

県内には、明治時代以前に開発された農業水利施設が現在も数多く存在しており、農業用水の安定供給や農業生産性の向上のためだけでなく、農村地域の豊かな自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を発揮し、私たちの生活をより豊かなものとしています。



写真4-10-1 琵琶湖から取水した農業用水を農地へ送る施設



写真4-10-2 ポンプで送られてきた農業用水を農地へ分水する施設

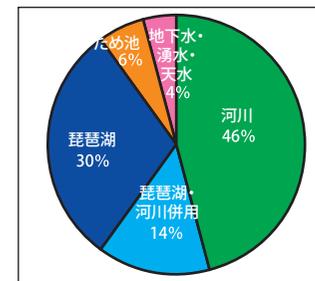


図4-10-1 農業用水の水源内訳

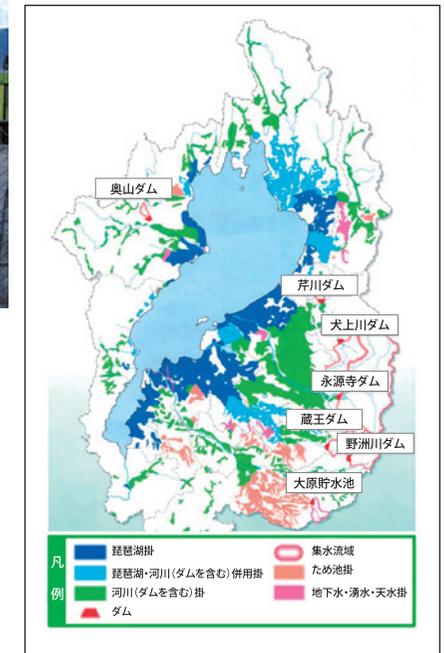


図4-10-2 農業用水水源別依存状況

耕地課

【土地改良事業】農用地の改良、開発、保全および集団化に関する事業。農業生産の基盤である水利条件、土地条件などを整備、開発、保全する事業であり、土地改良法に基づき行われる。（農業土木標準用語集より）